

## 公務員年金受給権者が再就職した場合の手続き等について

公務員年金受給権者<sup>※1</sup> が再就職し当組合の組合員資格(短期組合員を除く。)を取得した場合<sup>※2</sup>、「年金受給権者再就職届書(組合員用)」及び「年金証書(原本)」<sup>※3</sup> を、所属所を経由して当組合あてに送付してください。(年金の決定・支払い実施機関を切り替える手続きとなります。)

また、法の規定により、当組合の組合員資格(短期組合員を除く。)を取得した日の属する月の翌月分から組合員である間は、職域年金が全額支給停止となりますのでご承知おきください。

なお、別添については良くある事例となります、公務員年金受給権者の各々の状況に応じて対応が異なりますので、詳しくは年金課までお問い合わせください。

※1 地方職員共済組合、公立学校共済組合、国家公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会等の年金受給権を有している方のことをいいます。

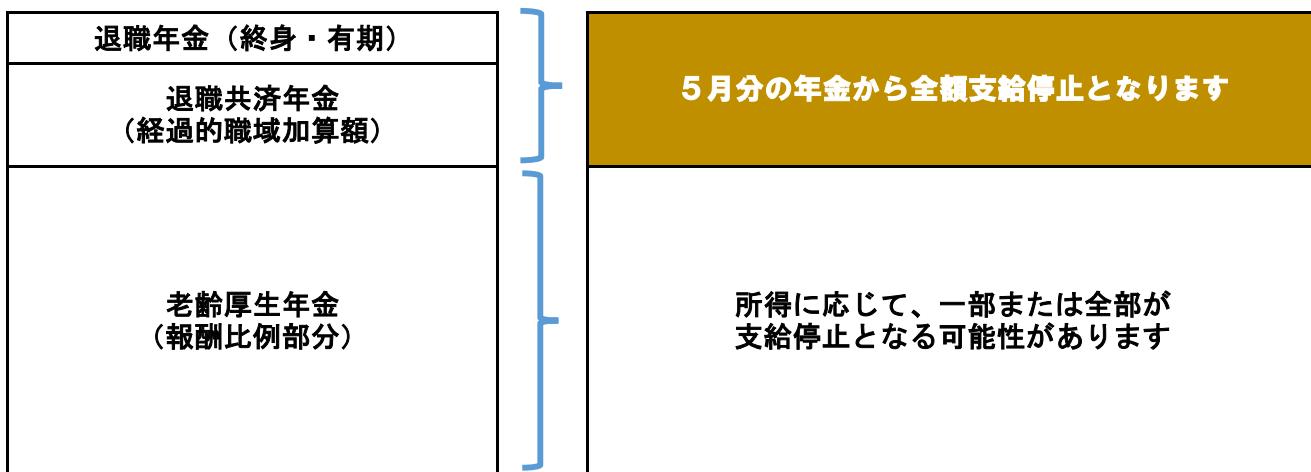
※2 短期組合員から一般組合員への身分切替も含みます。

※3 「年金受給権者再就職届書(組合員用)」は、当組合ホームページ→各種請求用紙ダウンロード→資格関係 から出力することができます。「年金証書(原本)」は各共済組合から発行されているものをご準備ください。

担当:年金課 望月(信)・小野

電話:055-232-7311

## 事例 1：公立学校共済組合の年金受給権者が、4月1日に再就職した場合



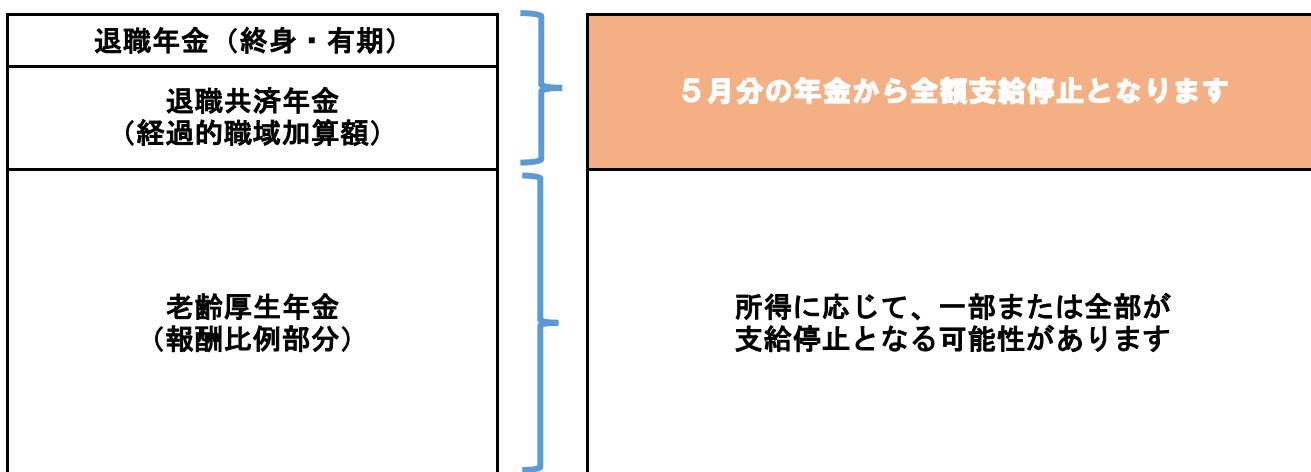
※受給権を有する年金が退職共済年金である場合は、次のとおり読み替えてください。

- ・退職共済年金（経過的職域加算額）：職域年金相当部分
- ・報酬比例部分：厚生年金相当部分

※年金の決定・支払い実施機関が次のとおり変わります。

- ・4月分の年金までは公立学校共済組合が決定・支給
- ・5月分の年金からは全国市町村職員共済組合連合会が決定・支給

## 事例 2：短期組合員である当組合の年金受給権者が、4月1日から一般組合員に身分切替した場合



※受給権を有する年金が退職共済年金である場合は、次のとおり読み替えてください。

- ・退職共済年金（経過的職域加算額）：職域年金相当部分
- ・報酬比例部分：厚生年金相当部分

年金受給権者の受給中の年金及び公的年金制度加入状況等に応じて対応が異なります。  
詳しくは年金課までお問い合わせください。